

支障木伐採業務仕様書

- 1 支障木伐採業務にあたっては発注者が指示する伐採対象木を伐採すること。また、伐採作業に際し、安全な伐倒のために支障となる木が存在する場合には、監督職員に報告すること。なお、その場合には胸高直径 10cm 未満の木については報告不要であること。
- 2 伐採方法
 - (1) 伐高は地際から 20 c m以内とする。ただし、地形、積雪条件等により、これによることができない場合は、監督職員との協議により 40 c m以内で設定することができるものとする。
 - (2) 伐採にあたっては、隣接する公園施設や電線等に損傷を与えることのないよう安全に十分留意の上行うこと。
 - (3) 伐採にあたっては、残存木に損傷を与えないこと。
- 3 伐採木の処理
伐採木は、原則として広葉樹は 2.00m又は 2.25mの長さに玉切り、監督職員が指示する場所にはい積みすること。
- 4 枝条等の整理
伐採木の枝条等は、監督職員が指示する場所に敷設すること。
- 5 その他
 - (1) 作業にあたっては、安全に十分留意のうえ実施することとし、事故が発生した場合は、速やかに監督職員に連絡すること。
 - (2) 作業にあたっては、隣接地の関係者及び公園内の他の作業者と十分調整を図った上で実施すること。
 - (3) その他、この仕様書により難しい場合は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。